

# 第6回公正入札調査会議

## 議 事 次 第

- 1．平成20年6月26日付けの「当面の入札関係不祥事の再発防止対策について」で取りまとめられた当面の入札関係不祥事の再発防止対策の取組状況
- 2．談合疑義事案報告
- 3．入札結果の事後的・統計的分析
- 4．発注者支援業務等における民間参入の促進について
- 5．その他

# 公正入札調査会議

## 【委員名簿】

### 【委員】

和泉澤	衛	東京経済大学現代法学部教授
梅田	晴亮	元札幌高等裁判所長官（元弁護士）
大橋	弘	東京大学大学院経済学研究科准教授
金本	良嗣	東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授
郷原	信郎	桐蔭横浜大学法科大学院教授
長瀧	重義	愛知工業大学工学部教授
奈良	輝久	弁護士
堀田	昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科准教授
宮本	健蔵	法政大学法学部教授

【敬称略（五十音順）】

資料 1

当面の入札関係不祥事の  
再発防止対策（平成20年  
6月26日）取組状況

## 当面の入札関係不祥事の再発防止対策（平成20年6月26日）の取組状況

### 不正防止のための構造的改革

再発防止対策		措置状況（20.10.31）
1. コンプライアンス確保のための体制整備		
(1) コンプライアンス担当組織の充実	<p>常日頃から法令遵守の徹底や法令の背後にある社会的要請の的確な把握を呼び掛けるとともに、国民の目線からみて不適切な行為の未然防止と不適切な行為があった場合の早期かつ適切な対応を図ることができるよう、本省及び各地方整備局におけるコンプライアンス担当組織の充実を図る。</p>	<p>本省については、平成21年度組織要求結果を踏まえ、対応を検討する予定。</p> <p>また、地方整備局については、各地方整備局のコンプライアンス担当組織の充実を図るべく、来年度の組織要求を行っているところであるが、近畿地方整備局においては、官庁綱紀の保持、通報事案への対応力の強化のため、事務所においては副所長、総務課長、本局においては主任監査官等で構成するコンプライアンスチームを設置し、本局と事務所の密接な連携を図っているところである。</p>
(2) コンプライアンス・プログラムの策定	<p>コンプライアンス担当組織を中心に、入札関係不祥事の発生リスクを始め、国土交通省職員をとりまくリスクの把握(リスク・アセスメント)を実施するとともに、これらを踏まえ、国土交通省職員としてとるべき行動指針を明らかにしたコンプライアンス・プログラムを策定・推進する。</p>	<p>コンプライアンス担当組織の整備を受けて対応。</p>
(3) 内部監査の強化・充実	<p>個人的利益を目的とした入札契約に関する不正行為等が行われていないかを調査するため、入札契約監査官等が地方整備局の事務所(249箇所)すべてを対象に、順次、監査を実施する。</p> <p>この際、工事監督業務など今般の不正行為が発生した業務を対象に、重点的な監査を抜き打ちで行う。</p> <p>行為が明らかとなったときは、関係者に厳格にペナルティを課す。</p>	<p>8地方整備局において3カ年(四国では2カ年)で全ての事務所を対象に入札及び契約に関する監査を実施する計画とし、平成20年度については、当該年度予定の4割強について実施した。</p> <p>主な監査内容は、コンプライアンスの取組状況、入札契約手続における情報管理等、設計変更手続状況であり、各地方整備局の実情に応じ関係書類及び担当者のヒアリングなど詳細に監査を実施。</p> <p>また、上記監査の際に、特定の工事について、抜き打ち方式で重点的な監査を実施。</p>

再発防止対策		措置状況(20.10.31)
(4) 綱紀保持の徹底、研修の充実	<p>全職員向けの大臣訓示 当省職員、特に事務所長という重責にあった者が競売入札妨害の容疑により逮捕されたことを受け、直ちに、国土交通大臣から全職員に対し、発注者と応札者・受注者との間の規律保持の徹底等に取り組むよう訓示を行った。</p>	対応済み
	<p>事務所長会議等における秘密保持等の徹底 地方整備局の事務所長会議等において、公表前の予定価格、入札参加業者名など秘密情報の漏洩防止を徹底する。また、その漏洩など非違行為を行ったときは、職員本人やその家族が生活基盤を失い、悲惨な状況になること等を周知徹底する。</p>	事務所長会議等各種会議において、再発防止対策の内容を説明し、また、具体的な不祥事の事案に基づき非違行為を行った場合は、職を失い退職手当も支給されず、また刑事告発されるなど厳しく処分されることを周知している。
	<p>職場ごとの定期ミーティング 各職場において、職員相互間で綱紀保持に関する再確認や意見を出し合う「発注者コンプライアンス・ミーティング」を定期的に実施する(当面は、四半期に一度実施)。</p>	近畿地方整備局では既の実施しており、他の地方整備局においても本省が発出した発注者コンプライアンスミーティングに関する事務連絡に基づき、実施に向けて検討している段階である。
	<p>職員研修の充実 事務所長に対する研修において、コンプライアンスに関する内容の充実を図る。 また、各地方整備局のコンプライアンスのリーダーとして養成した「コンプライアンス・インストラクター」が指導者や研修講師となって、職員にコンプライアンスの徹底に係る指導を行う。</p>	国土交通大学校の管理技術研究研修(期～期)において、コンプライアンスにかかる講義を実施(H20.5及びH20.10)及び実施予定(H20.11)。 8地方整備局において、コンプライアンス・インストラクター等を活用したコンプライアンス徹底にかかる研修や会議等を実施(H20.4.1-10.31 計152回)。今後も引き続き実施予定。
(5) 発注担当職員が業者と応対する際の厳格なルールの整備	<p>発注担当職員が事業者等と応接するときは、原則、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応し、これによることができない場合は、事前に所属長(応接しようとする者が所属長であるときは、その上司)の承認を得るものとする。</p>	本省から各地方整備局あて発注者綱紀保持規程(例)の改正版を送付済み。これに基づき、各地方整備局とも発注者綱紀保持規程及び同マニュアルを改正予定。

再発防止対策		措置状況(20.10.31)
2.不正の端緒の早期把握と迅速な対応		
(1)内部報告制度、外部からの不当な働きかけ防止制度の拡充	<p>内部報告制度の徹底、報告情報の体系的管理            発注者綱紀保持に反する内部行為を早期に把握するため、発注者綱紀保持に係る内部通報制度を周知徹底する。            本局の発注者綱紀保持担当者は、職員に発注者綱紀保持規程違反があると思料して報告が行われた書面を、個々の職員ごとに検索できるよう管理する。</p>	<p>各種研修における発注者綱紀保持、コンプライアンスの講義において周知を図っている。また、イントラネット、メールを活用した周知も行っている。</p>
	<p>入札契約監査官による一元的な事実調査            発注業務に関し、職員に発注者綱紀保持規程の違反があると思料して報告があった場合において、当該職員に係る事実を確認するため必要な調査を行うときは、入札契約監査官等が事情聴取等を行う。            また、入札契約監査官等の事情聴取に係るノウハウの向上を図る。</p>	<p>各地方整備局とも入札契約監査官等が事情聴取等を行うよう発注者綱紀保持マニュアル等を改正予定。</p>
	<p>内部報告制度の拡充            発注事務を対象とした現行の内部報告制度に加え、その他の事務について法令や国家公務員倫理規程等に抵触すると思料する事実を把握した場合の内部報告制度を地方整備局に整備する。</p>	<p>各地方整備局において、発注事務以外を対象とした内部報告制度を整備予定(整備済み:九州地方整備局)。</p>
	<p>不当な働きかけの防止制度の拡充            外部からの不当な働きかけがあった場合の連絡・報告・公表制度の対象に、事業者等だけでなく、当該地方整備局以外の職員(本省や他地方整備局の職員、他府省の職員等)を追加する。            (注)当該地方整備局の職員による不当な働きかけは、内部報告制度で対応。</p>	<p>各地方整備局とも本省や他の地方整備局の職員、他府省の職員等からの不当な働きかけも対象となるよう発注者綱紀保持規程及び同マニュアルを改正予定。</p>

再発防止対策		措置状況(20.10.31)
(1)内部報告制度、外部からの不当な働きかけ防止制度の拡充	「発注者綱紀保持マニュアル」の拡充・具体化 事業者等から予定価格の教示を求められた場合や、職員(先輩等)から予定価格を教示するよう口利きがあった場合は、不当な働きかけがあった旨の報告義務があること等を記載する。	各地方整備局とも予定価格の教示等を求められた場合は報告義務があるように発注者綱紀保持マニュアルを改正予定。
(2)談合・不正に係る疑義案件に係る調査の徹底	談合等の不正行為の調査の効率化、処理過程への第三者監視 談合等の不正行為を疑うべき入札案件について、発注担当職員が遺漏なく効率的にチェックを行うことができるよう所要の仕組みを設けるとともに、当該チェック手続の透明・客観性、公正性を確保するため、第三者による監視機能を強化する。(別紙)	(次頁に記載)
	疑義案件に係る統計的分析の強化 特定の地域や業種で談合等の不正行為を疑うべき入札事案が発生していないか継続的に分析し、入札監視委員会へ報告する。	各地方整備局において、入札結果等に係る情報を継続的に分析し、入札監視委員会へ報告する予定。

談合・不正の疑義がある入札案件の調査の徹底(2(2) 別紙)

再発防止対策		措置状況(20.10.31)
<p>談合等の不正行為を疑うべき入札案件について、発注担当職員が遺漏なく効率的にチェックを行うことができる仕組みを設けるとともに、当該チェック手続の透明・客観性、公正性を確保するため、第三者による監視機能を強化する。</p>		(以下により措置)
(1) 疑義案件の選定に関する基準の設定	<p>各地方整備局は、「入札監視委員会」(外部有識者で構成、各地方整備局に設置)の審議を経て、本局の「公正入札調査委員会」への付議を検討すべき入札案件の基準を作成する。 (注)外部から談合情報があった入札案件については、「談合情報対応マニュアル」に従って対応する。</p>	各地方整備局において、入札監視委員会の審議を経て、公正入札調査委員会への付議を検討すべき入札案件の基準を作成する予定。
(2) 疑義案件の調査等	(1)の基準に該当した入札案件については、	-
	事務所発注案件であるときは、速やかに本局へ報告する。	「談合疑義事実処理マニュアル」等の改正に際し、各地方整備局に改めて周知徹底する。
	工事費内訳書のチェック(工事費内訳書のチェックを行った結果、(1)の基準に該当した案件にあっては再チェック)を行う。工事費内訳書の提出対象案件でない場合は、入札参加者に提出を求めた上でチェックを行う。	「談合疑義事実処理マニュアル」等を改正し、左記の内容を反映する予定。
	のチェックの結果その他の事情により、不正行為があると疑うに足る事実があると認めるときは、「談合疑義事実処理マニュアル」に従い、入札参加者への事情聴取等の手続を行う。	「談合疑義事実処理マニュアル」等を改正し、左記の内容を反映する予定。

再発防止対策		措置状況(20.10.31)
(3)職員による関与のおそれがある場合の取扱い	<p>予定価格の漏洩など職員による関与が疑われるときは、入札参加者への事情聴取に加え、入札契約監査官等が関係職員から事情聴取を行い、これら聴取結果は、公正取引委員会へ通報する。</p>	<p>「談合疑義事実処理マニュアル」等を改正し、左記の内容を反映する予定。</p>
(4)疑義案件の処理状況に関する監視の強化	<p>入札監視委員会は、(1)の基準を審議するほか、当該基準に該当する入札案件の一覧表に基づき疑義案件への対応状況の報告を受け、及び任意に事案を抽出して公正入札調査委員会への付議状況、同委員会における審議概要、入札手続の中止又は続行等の対応について審議し、必要に応じ、意見を述べる。</p>	<p>「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成13年3月30日国官会第1431号・国官地第27号)を改正し、左記の内容を反映する予定。</p>
(5)必要な見直し・検討	<p>(1)の基準については、これを公開せず、定期的に見直しを行う。 より効率的に談合疑義のある入札案件を選定することができるよう、(1)の基準の設定内容と、談合の事実があったと認められた件数・割合との関係について把握を行い、見直しに反映させる。</p>	-

再発防止対策		措置状況(20.10.31)
3.発注体制の見直し、チェック体制の充実		
(1)人事管理の見直し	<p>事務所長への任用前に適格性をより厳正に評価  事務所長の任用をする際には、事務所長が、分任支出負担行為担当官、総括監督員等として、工事等の入札・契約、監督・検査等の全般にわたって極めて重大な職責を担うものであることに照らして、その適格性を厳正に評価する。</p>	<p>人事異動の際に管理能力等事務所長としての適格性を厳正に評価することを徹底する。</p>
	<p>採用試験区分にこだわらない事務所長への登用  これまでの採用試験区分等による事務所長への登用を改め、その職責に相応しい人材登用を図る。</p>	<p>人事異動により徹底を図る。</p>
	<p>事務所長への任用前後における発注者綱紀・倫理研修の強化  事務所長に対する研修において、コンプライアンスに関する内容の充実を図る。(再掲)</p>	<p>国土交通大学校の管理技術研究研修( 期～ 期)において、コンプライアンスにかかる講義を実施(H20. 5及びH20.10)及び実施予定(H20.11)。</p>
	<p>長期にわたる同一事務所の工事発注担当配置の見直し  工事発注に関する同一の職に同一の職員が連続して長期従事することが、企業との癒着を生む要因になりうることから、同一の職の長期従事を抑制する。</p>	<p>人事異動により徹底を図る。</p>
(2)事務所における契約事務の的確な実施体制の確保	<p>予定価格情報の管理の厳格化  積算業務に従事する担当者レベルの職員が、予定価格を類推させる情報を知ることができないよう、当該職員の業務は工事に必要な資材等の数量や現場条件等を決定する業務に限定し、管理職員は、自ら一般管理費等の積算を行って工事費計算書の案を作成する取扱を徹底する。</p>	<p>管理職員が自ら一般管理費等の積算を行って工事費計算書の案を作成するよう、積算システムにおけるパスワードの設定又は変更などを通じて徹底。</p>

再発防止対策		措置状況(20.10.31)
(2)事務所における契約事務の的確な実施体制の確保	<p>小規模事務所における契約事務等の体制確保  小規模な体制の事務所における入札・契約事務や検査については、地理的な状況を勘案しつつ、近隣事務所との連携等の工夫によって、十分なチェック体制を確保する。</p>	<p>小規模事務所においては、必要に応じ、入札・契約手続運営委員会において近隣事務所の意見を求め、また、検査の際に近隣事務所の検査支援を受ける等の取組みを実施している。</p>
	<p>高度化・複雑化する契約事務への対応体制の強化  のほか、各事務所ごとに行っている契約事務(入札・契約事務、契約変更・支払事務)について、その高度化・複雑化に的確に対応しうる体制を整備するため、各事務所の体制、規模や工種等に応じ、機能の補完体制を検討する。  (注) 即地性がある積算事務や監督事務は引き続き工事現場に近い事務所実施。</p>	<p>会議を通じた情報共有等により、各事務所における業務実施体制の整備を図っている。</p>
(3)変更契約に係るチェックの強化等	<p>工事の進捗状況に関するチェックの強化  主任監督員又は監督員は、請負業者から提出された出来高の進捗等に関する定期報告(工事履行報告書等)を、毎月、事務所の工事発注担当課及び経理担当課に回付する。工事発注担当課及び経理担当課は、契約と工事進捗とが著しく不整合でないかを定期確認する。</p>	<p>事務所の幹部会等の場で定期報告を行うとともに、進捗状況について計画との大きな乖離が生じた場合等には速やかに関係者間で情報共有を図るなどの取組を進めている。</p>
	<p>契約内容の変更手続の書面化の徹底  設計変更や契約変更を文書に基づき行うことを徹底するため、文書による指示書・協議書があるもののみを変更契約の対象とすることとし、その旨を特記仕様書に明記する。  請負人は、監督職員から指示・協議に係る文書の交付を受けられないときは、契約図書の規定に違反する不適切な指示等を受けたものとして、(分任)支出負担行為担当官等へ書面でその旨を報告できるものとする。(4)の対応体制による。)</p>	<p>各局において「設計変更ガイドライン」を5月までに策定済みであり、文書による指示等のみを変更契約の対象とすることなど設計変更に係る手続きの標準化を推進している。  また、後段については、特記仕様書等の契約図書において書面により報告できることを明記している。</p>

再発防止対策		措置状況(20.10.31)
(3)変更契約に係る チェックの強化等	<p>変更契約に係る事務所内部におけるチェックの強化  これまで工事発注担当課が行ってきた設計変更、契約変更の  手続のうち、変更内容の妥当性については、平成20年度に新設  された品質確保課等の工事発注担当課以外の職員が第三者的  立場からチェックを行うなど、内部チェック体制の強化を図る。</p>	<p>工事発注担当課に加えて副所長や品質管理課長、工事品質管理  官などにより構成される「設計変更審査会」を設置すること等により、  確認体制の強化を進めている。</p>
	<p>大幅な変更契約に係る本局チェック  事務所が、その権限の範囲内 1で、大幅な変更契約 2をし  ようとするときは、当初工事との一体的施工の必要性について本  局の事前確認を得なければならないものとする。  1 変更後の予定契約金額が3.9億円以下  2 当初契約の3割以上</p>	<p>大幅な変更契約をしようとする場合予め本局の事前確認を得るこ  ととするよう制度の見直しを順次進めている。</p>
(4)監督・検査の充実	<p>上司に対する日常的な報告体制の確保  主任監督員又は監督員は、定例会議等において現場の状況  (工事の進捗状況や問題点等)を総括監督員に報告し、総括監  督員が監督員等の業務を掌理するなど、上位の監督職員による  チェックを徹底する。  (注)事務所内の定例会議等で総括監督員に報告すること等を  検討</p>	<p>定例会議等を活用した総括監督員への報告体制の強化を進めて  いる。</p>
	<p>検査体制の充実  施工プロセス全体を通じた検査を順次導入する。また、検査職  員の拡充及び検査の補助事務の外部委託の拡大により、検査  体制の充実を図る。</p>	<p>平成19年度から、施工プロセス全体を通じた検査の試行を行って  いる。本年9月に通知を发出し、同検査の補助を行う品質検査員の  外部委託を認めるとともに、対象工事件数の拡大を図っている(平  成20年度:約100件)。</p>
	<p>監督員が不適切な指示をした場合の対応体制  請負者は、主任監督員又は監督員から契約図書の規定に違  反する等の不適切な指示を受けたと認料するときは、当該監督  員等を経由せずに、(分任)支出負担行為担当官へ書面でその  旨を報告できることとし、その旨を特記仕様書に明記する。</p>	<p>特記仕様書等の契約図書において書面により報告できることを明  記している。</p>
(5)災害時の応援態勢	<p>大規模な災害が発生した場合において、急増する復旧関係の事  業を円滑に実施するために必要な人員を担当事務所に機動的に配  置する。また、体制を補完するため、CM方式の導入等も検討する。</p>	<p>平成20年度においては、災害復旧事業2件においてCM方式を  活用した。</p>

再発防止対策		措置状況(20.10.31)
4.不正が起きにくい入札契約制度への改革		
(1) 予定価格作成時期の後倒し	<p>予定価格が漏洩し、より高い価格で談合が成立することを排除するため、予定価格の実質的な決定をできる限り入札日直前とする。</p> <p>また、入札書等の厳重な管理体制を徹底した上で、予定価格の作成事務に混乱が生じないように留意しつつ、入札書提出期限以降、開札前に予定価格を作成する取組を試行する。</p> <p>電子入札システムにより提出された入札書は、従来から、開札日時に、厳封された予定価格書を開披して予定価格を入力しなければアクセスできない仕組みになっているが、入札参加者から提出された工事費内訳書についても、予定価格の作成日(封入した封筒に記載し、複数職員が記名・押印する)以降の指定日がこななければアクセスできないようにする。</p>	<p>入札書提出期限以降、開札前に予定価格を作成する取組を近畿地方整備局において試行する。平成20年度は、1億円以上の工事(一般土木、PC、鋼橋上部等)を対象に、本官契約10件程度、分任官契約30件程度を試行予定。</p>
(2) 恣意的な指名業者の選定の排除(指名競争の改善、縮小)	<p>一般競争入札を行う工事の範囲を予定価格1億円以上から予定価格6000万円以上にまで拡大するとともに、これ未満のものについても、不良・不適格業者の排除、事務量等に留意しつつ、一般競争方式を積極的に試行する。</p>	<p>予定価格が6000万円以上の工事に拡大するとともに、当該金額未満の工事についても積極的に試行している。</p>
	<p>工事希望型競争入札において技術資料の提出依頼を行う企業数を、現行の「10数社から20社程度」から「原則20社程度」とする。</p>	<p>関連通知を改正する予定。</p>
(3) 競争性の一層の向上	<p>上下ランク工事への参加拡大</p> <p>地域事情や工種によって、発注工事に係る応札可能者数が20~30者に満たず、十分な競争性が確保されないと認めるときは、工事の難易度に応じ、当該工事の直近上下のランクに属する業者についても競争参加を認め、応札可能業者を拡大する。</p>	<p>上下ランク工事への参加拡大に努めている。例えば一般土木工事においては、上下ランク工事への参加拡大を平成20年度10月までに160件実施している(6月まで:約50件、7月以降:110件)。</p>
	<p>特殊工法を活用する場合の競争性確保</p> <p>特殊工法を用いる場合で、同種工事の実績を求めると競争参加者が十分に見込まれないこととなるときは、地域要件をできる限り緩和することによって、競争性を確保する。</p>	<p>十分な競争参加者が見込まれるよう、上下ランク工事への参加拡大を図るとともに、「地域生活圏内に本支店営業所」を「県内に本支店営業所」に変更するなど、工事毎に地域要件を設定している。</p>

当事者への厳格なペナルティ

再発防止対策		措置状況 (20.10.31)
(1) 職員への厳格なペナルティ及び周知徹底	<p>懲戒処分等</p> <p>1) 今回の事案で賄賂を収受した職員については懲戒免職とし、退職金は支給しない。また、年金も減額する。</p> <p>2) 賄賂を収受した職員を監督すべき立場にあった職員等についても、その職責、行為内容等に応じて厳正に対処する。</p>	関係者に対する懲戒処分等はすべて実施済み。
	<p>損害賠償請求</p> <p>今回の事案において国に与えた損害額について認定が可能な場合には、不正行為を行った企業に加え、不正行為に関与したことが明らかな職員に対しても、厳格に賠償責任を追及する。</p>	刑事裁判の進捗状況や国が受けた損害額の精査状況を踏まえ、賠償責任の追及が可能な場合には、不正行為を行った企業や不正行為に関与したことが明らかな職員に対し、厳格に賠償責任を追及する。
	<p>職員に対するペナルティの周知徹底</p> <p>上記及びによる具体的な措置について、職員に対して周知するとともに、定期的に、不正事案の概要及び処分内容を職員に周知するなどにより、予定価格の漏洩、収賄等の不正行為を行った場合には厳しい懲戒処分、損害賠償請求などのペナルティが課されることを周知徹底する。</p>	今回の事案における関係者に対して懲戒処分を行ったことについては、職員に対し、研修等の方法によって、不正行為に対しては厳格なペナルティが課されることを周知徹底するよう努めている。
(2) 違反事業者に対する措置	<p>予定価格の聞き出しや賄賂の供与などの刑法犯に対して毅然たる姿勢を示すとともに、同様の不正行為を防止するため、発注者として行う指名停止措置及び建設業法に基づく監督処分を厳格に行う。</p>	-
	<p>発注者として行う厳格な指名停止措置</p> <p>不正行為を行った登録業者については、直ちに指名停止措置を講じ、地方整備局等の発注工事の競争から排除した。(11ヶ月の指名停止措置等)</p>	指名停止措置については実施済み。
	<p>建設業法に基づく厳格な監督処分</p> <p>贈賄等の刑が確定した場合には、所定の監督処分基準に照らし、厳正に営業停止等の監督処分を行う。</p>	建設業者の許可行政庁である県知事が営業停止等の監督処分を実施する。対象となる建設業者のうち、1社については、平成20年10月に、兵庫県が90日間の営業停止処分を行っている。

平成 20 年 11 月  
公正入札調査会議

## 発注者支援業務等に関する 民間事業者へのアンケート結果（概要）

### 1 . アンケートの対象業務

- ・発注者支援業務（積算技術業務、品質検査業務、技術審査業務）
- ・公物管理補助業務（道路巡回業務、河川巡視支援業務等）
- ・用地事務補助業務（用地補償総合技術業務）

### 2 . アンケートの対象企業

以下の 又は に該当する企業

応募要件の設定に際し、予め民間の参加可能者数を確認した時点で、同種・類似業務の実績を有しており、競争参加が可能と発注者が考えていた者

具体の発注案件において業務の説明書を取得した者

### 3 . アンケートの実施方法

平成 20 年 6 月に、各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局が、対象企業に調査票を送付してアンケートを実施した。（325 社、570 業務）

### 4 . アンケートの回答状況

回答企業数：220 社

回答業務数：354 業務

（うち、説明書を取得した者による回答は 174 業務）

## 5. アンケート結果の概要

### (1) 応募要件について

- ・ 応募要件の緩和を求める意見が多く見られた
- ・ 特に、企業・管理技術者に求める実績要件及び管理技術者に求める資格要件の緩和を求める意見が多く見られた

### (2) 契約条件について

- ・ 多くの技術者を専属的に配置する必要がある業務の特性から、技術者を確保した上で競争の結果受注できなかった場合のリスクを懸念する意見が多く見られた
- ・ このことへの対応として、「複数年度契約の導入」、「発注ロットの細分化」、「共同企業体による業務参加」を求める意見が見られた

### (3) 新たな業務分野に対する民間企業の反応について

- ・ 競争に参加しなかった理由として、「未経験分野の不慣れによるリスク懸念」、「マーケット環境見極めへの時間必要」、「受注の見込みなしと判断」との回答が多くあり、新たな業務分野に対して慎重な姿勢を取っていることが伺える回答が多く見られた

### (4) 発注関連情報の提供について

- ・ 国土交通省による契約方式の見直し、応募要件の緩和や個別案件の情報は多くの企業に伝わっている
- ・ 一方、高速道路株式会社や都道府県政令市からの受注実績など、応募要件の緩和により既に認められている実績についての緩和を求める意見が見られるなど、応募要件等の詳細については、十分に伝わっていないところもある
- ・ 個別案件の発注関連情報については、より早い時期に詳細な情報を求める意見が多く見られた

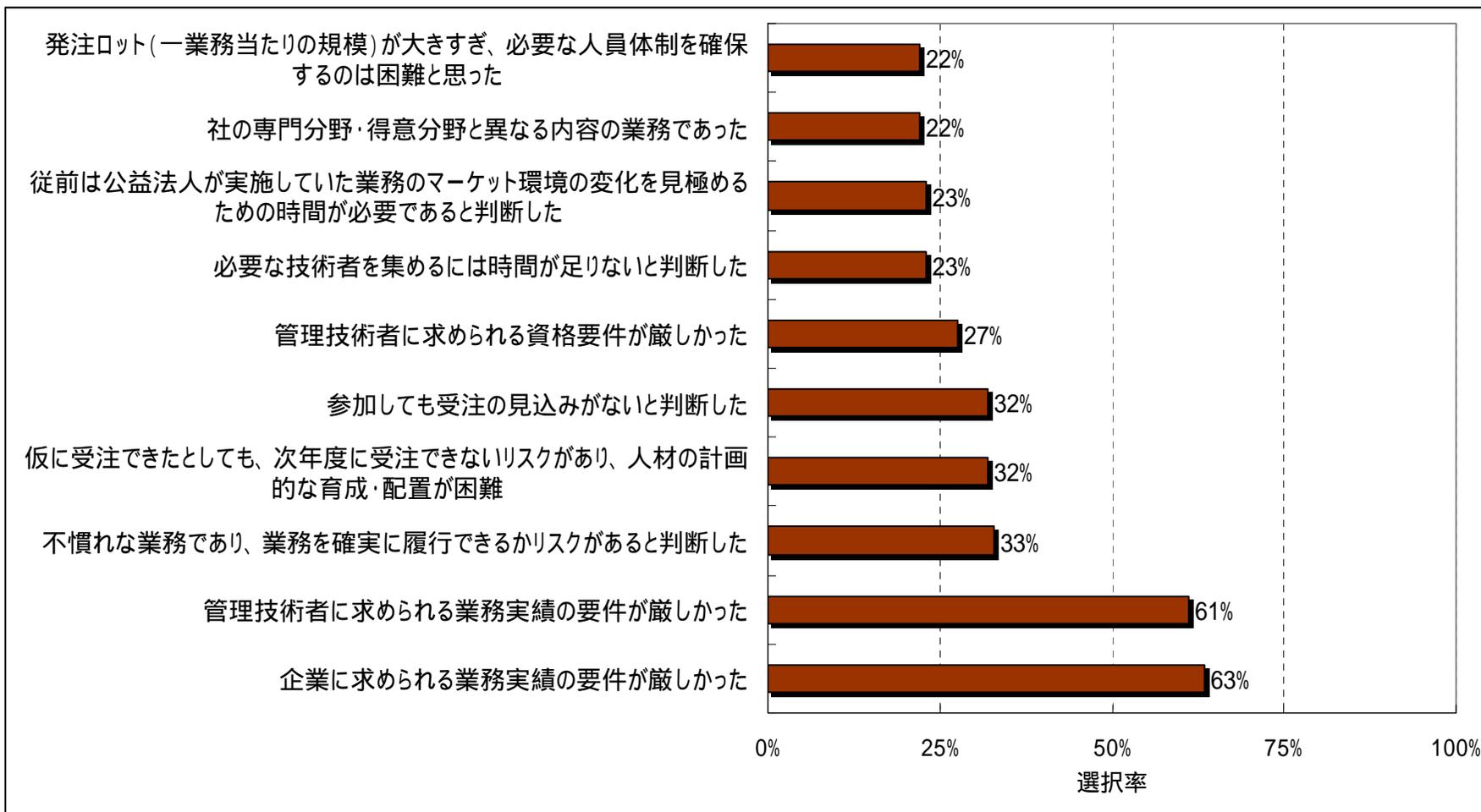
## 6. アンケート結果の活用

今回のアンケートからは、応募要件だけでなく、業務の特性上、技術者を確保しておかねばならない経営上のリスクへの懸念が参加辞退の要因であることも浮かび上がってきた。

今回のアンケート結果は、民間参入促進のための更なる改善策のとりまとめに活用することとする。

## 【別紙】アンケート結果の概要

### 発注者支援業務等の競争に参加しなかった理由（選択率が20%を超えるもの）



注1) 業務説明書を取得したが参加表明書を提出しなかった者に対して、参加表明書を提出しなかった理由を聞いた結果である。  
(複数選択可、回答数は131業務)

注2) 本質問の選択肢は自由記入欄も含め23項目である。上記グラフに記載した10項目の回答数が選択総数の74%を占めている。  
(上記10項目の選択数=444, 選択総数=598)

平成 20 年 11 月  
公正入札調査会議

## 発注者支援業務等に関する民間事業者へのアンケート結果 ( 詳細版 )

国土交通省では、発注者支援業務等（発注者支援業務、公物管理補助業務及び用地事務補助業務）について、民間企業の積極的な参加による競争性の向上を目的として、平成 20 年度から従来の「参加者の有無を確認するための公募手続」を全廃し、全面的に企画競争（プロポーザル方式）による発注に移行（一部業務においては総合評価落札方式の試行も実施）するとともに、応募要件を緩和するとの方針を平成 19 年 12 月 26 日にとりまとめ、公表したところである。

この方針を受け、地方整備局等の各発注機関においては、平成 20 年 1 月から 2 月にかけて平成 20 年度の発注者支援業務等の公示を行い、平成 20 年 4 月に契約を締結したところであり、これらの案件において業務の説明書を取得し内容を確認された企業も多く見受けられたところである。

これらの発注者支援業務等において、引き続き民間参入促進のための環境整備を進めるため、建設コンサルタント等の民間事業者を対象に、応募要件や契約条件に関する改善点及び要望等についてのアンケート調査を実施したところ、その結果は以下の通りであった。

### 1 . アンケートの実施方法

#### ( 1 ) アンケートの対象業務

発注者支援業務

積算技術業務、技術審査業務、品質検査業務

公物管理補助業務

河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム・排水機場管理支援業務、道路巡回業務、道路許認可審査・適正化指導業務

用地事務補助業務

用地補償総合技術業務

#### ( 2 ) アンケート対象者の選定方法

以下の 又は に該当する者に、合計 570 業務において調査を依頼。

( 対象企業数は 325 社 , 1 社あたり最大 5 業務 )

応募要件の設定に際し、予め民間の参加可能者数を確認した時点で、同種・類似業務の実績を有しており、競争参加が可能と発注者が考えていた者

具体の発注案件において業務の説明書を取得した者

### (3) アンケート票

具体的な応募要件等は業務の説明書に記載されているため、説明書を取得した者には、応募要件に関する具体的な改善要望など、より詳細なアンケートを実施することが可能である。

このため、説明書取得者用と説明書未取得者用とで異なるアンケート票を用意し、説明書取得者には詳細なアンケート調査を実施した。

### (4) アンケートの実施方法

平成20年6月に、各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局が、(2)及びの対象企業に調査票を送付して実施した。

### (5) アンケートの回収状況

回収企業数：220社

回収業務数：354業務（平均回収率：62%）

業務類型別の回収状況は下表のとおりである。

(業務類型別のアンケート回収状況)

業務類型	説明書取得	説明書未取得	合計
積算技術業務	34	28	62
技術審査業務	25	21	46
品質検査業務	20	23	43
河川巡視支援業務	16	13	29
河川許認可審査支援業務	3	7	10
ダム・排水機場管理支援業務	4	10	14
道路巡回業務	20	28	48
道路許認可審査・適正化指導業務	8	17	25
用地補償総合技術業務	44	33	77
合計	174	180	354

## 2. アンケート結果

### 説明書取得者へのアンケート結果

#### (1) 入札手続への参加状況

説明書を取得した174者のうち、実際に参加表明書を提出した者は17%の30者であった。

問. 説明書を取得した者の参加表明書の提出状況

回答	選択数	率
参加表明書を提出した	30	17%
参加表明書を提出していない	144	83%

(2) 参加表明書を提出しなかった者の当初の参加意思

参加表明書を提出しなかった 144 者のうち、説明書の取得時点で参加意思がほとんどなかった者は 9%の 13 者であり、残りの 131 者は一定の参加意思を有していた。

問. 参加表明書を提出しなかった者の説明書取得時の参加意思

回答	選択数	率
参加する予定であった	7	5%
業務説明書の内容をみて判断する予定であった	124	86%
当初から、参加する意思はほとんどなかった	13	9%

(3) 参加表明書を提出しなかった理由

参加表明書を提出しなかった理由については、131 者から回答が得られた。主な特徴は以下のとおり。

(応募要件の緩和を求めるもの)

「企業及び管理技術者に求められる業務実績の要件が厳しい」との意見が最も多く 60%を超えている。

「管理技術者に求められる資格要件が厳しい」との意見が 27%あった。

(多くの技術者を専属的に配置する必要がある業務の特性に起因すると思われるもの)

「単年度契約では次年度に受注できないリスクがあり、人材の計画的な育成・配置が困難」との意見が 32%あった。

「発注ロット（一業務当たりの規模）を小さくするべき」との意見が 22%あった一方、「発注ロットを大きくするべき」との意見は 0%であった。

(民間事業者側の準備が整っていないことを伺わせるもの)

「不慣れな業務であり、業務の確実な履行の確信が持てなかった」(33%)、「必要な技術者を集めるには時間が足りなかった」(23%)、「自らの専門分野・得意分野と異なる」(22%)、「適当な技術者を保有していない」(16%)など、新分野の業務に必要な企業ノウハウ及び技術者の確保面での準備が整っていない状況を伺わせる回答も多かった。

(市場の推移を見守っているとの意見)

「参加しても受注の見込みがないと判断した」(32%)、「従前は公益法人が実施していた業務のマーケット環境の変化を見極めるための時間が必要であると判断した」(23%)など、新たな業務分野に対して慎重な姿勢を取っていることを伺わせる回答も多かった。

(自由記載の回答について)

自由記載の多くは、いずれかの選択肢に関して具体的に記載したものであった。

問. 参加表明書を提出しなかった理由(複数選択可, 回答 131 者)

参加表明書を提出しなかった理由(選択肢)	選択数	選択率
企業に求められる業務実績の要件が厳しかった	83	63%
管理技術者に求められる業務実績の要件が厳しかった	80	61%
不慣れな業務であり、業務を確実に履行できるリスクがあると判断した【自由記載可】	43	33%
仮に受注できたとしても、次年度に受注できないリスクがあり、人材の計画的な育成・配置が困難	42	32%
参加しても受注の見込みがないと判断した	42	32%
管理技術者に求められる資格要件が厳しかった	36	27%
必要な技術者を集めるには時間が足りないと判断した	30	23%
従前は公益法人が実施していた業務のマーケット環境の変化を見極めるための時間が必要であると判断した	30	23%
社の専門分野・得意分野と異なる内容の業務であった	29	22%
発注ロット(一業務当たりの規模)が大きすぎ、必要な人員体制を確保するのは困難と思った	29	22%
その他の経営的判断による理由【自由記載】	27	21%
適当な技術者を保有していない	21	16%
その他【自由記載】	20	15%
業務説明書をみても業務内容や業務量がわかりにくく、判断ができなかった	19	15%
応募要件を満たすかどうかははっきりしなかった	17	13%
建設業者・建設コンサルタント等と資本面・人事面で関係があり、本来の工事・業務の受注ができなくなるおそれがあるため	14	11%
他の業務と比べ利益率が低い、または赤字になる恐れがあると判断した	9	7%
特定基準(評価項目や採点の具体的基準等)がわからず、受注見通しが立てづらかった	9	7%
その他の応募要件に関する理由【自由記載】	8	6%
社の営業拠点の近隣に業務従事場所(整備局の事務所等)が見あたらなかった	7	5%
業務説明書を読んだところ、関心のある業務内容ではなかった	3	2%
元請けで受注するメリットが低いと判断した。(下請け又は派遣元として参画する方がよいなど)【自由記載可】	0	0%
発注ロット(一業務当たりの規模)が小さすぎ、コストを抑える効率的な業務執行が困難と思った	0	0%

(4) 応募要件の改善点

改善の必要性

応募要件に改善すべき点が「ある」と回答した者が63%、「特にない」と回答した者が37%であった。

問. 応募要件に改善すべき点があるとお考えですか？

回答	選択数	率
応募要件に改善すべき点がある	99	63%
特にない	59	37%

## 改善すべき項目

具体的に改善すべき項目については、96件の回答があり、「業務実績として認める発注機関を拡大すべき」との回答が最も多かった（57%）。

### 業務実績として認めるべき発注機関

現在の国交省、都道府県政令市、特殊法人等の他に、他省庁、市町村、公益法人、広域行政事務組合等も認めるべきとの意見があった。

一方、県、独立行政法人、高速道路株式会社など、既に実績として認められている発注機関を指摘している事例も複数見られた。

その他、以下のような意見もあった。

- ・ 技術者が出向して得た実績も、会社及び技術者の実績として認めて欲しい
- ・ 講習会等を実施し、受講者には実績がなくても参加を認めることを検討して欲しい

### 管理技術者の資格要件

「管理技術者に求める資格要件を変更すべき」との回答は40%あったが、自由記載欄には実績要件について記入している回答も多かったため、実際には資格要件に関する意見は少ないものと考えられる。

資格要件の緩和を求める回答としては、用地事務補助業務に係る補償業務管理士資格の7部門登録を必要とする現行要件を緩和して欲しいという意見が複数見られた。

### 問. どのような改善を行うべきとお考えですか？

回答(複数選択可)	選択数	率
業務実績として認める発注機関を拡大すべき【自由記載可】	55	57%
下請けとしての受注実績も認めるべき	28	29%
管理技術者に求める資格要件を変更すべき【自由記載可】	38	40%
その他【自由記載】	34	35%

### その他の意見

自由記載には以下のような回答があった。

- ・ 当該業務を受注した者は他の工事・業務を受注できないとする中立性・公平性要件の緩和
- ・ 地域精通度の緩和
- ・ 地域性の重視
- ・ 実績の期間（過去10年）の延長又は廃止
- ・ 実績よりも技術提案の重視

## 説明書未取得者へのアンケート結果

### (5) 見直し措置の周知度

説明書を取得しなかった者のうち、77%の者は国土交通省が業務の発注方針を見直したことを知っていた。また個別案件の発注情報についても、82%の者が内容を把握していた。

問. 国土交通省が「随意契約の総点検」を行い、業務の発注方針を見直したことはご存じでしたか？

回答	選択数	率
はい	137	77%
いいえ	42	23%

問. 発注者支援業務等の個々の発注案件の発注情報(手続開始の公示など)はご存じでしたか？

回答	選択数	率
はい	112	82%
いいえ	24	18%

### (6) 競争に参加しなかった理由

説明書を取得しなかった者のうち、76%の者は平成20年度の発注者支援業務の受注に関心があると回答しているにもかかわらず、実際には説明書を取得していない。このため、競争に参加しなかった理由を説明書取得者と対比して分析した。

その結果、自社の得意分野ではないこと、専門技術者を保有していないなど、企業としての体制が整っていないことが伺える回答及び市場の推移を見守っているとの回答の選択率が、説明書取得者の選択率よりも大幅に高くなっていた。

問. 平成20年度の発注者支援業務等の受注に関心がありましたか？

回答	選択数	率
はい	99	76%
いいえ	32	24%

問. 競争に参加しなかった理由

(1) 経営的判断による理由

回答	選択率	
	説明書 取得者	説明書 未取得者
関心のある業務内容ではなかった。	2%	10%
社の専門分野・得意分野と異なる内容の業務であった。	22%	43%
不慣れな業務であり、業務を確実に履行できるかリスクがあると判断した。	33%	36%
他の業務と比べ利益率が低い、または赤字になる恐れがあると判断した。	7%	7%
元請けで受注するメリットが低いと判断した。(下請け又は派遣元として参画する方がよいなど)	0%	5%
社の営業拠点の近隣に業務従事場所(整備局の事務所等)が見あたらなかった。	5%	5%
建設業者・建設コンサルタント等と資本面・人事面で関係があり、本来の工事・業務の受注ができなくなるおそれがあるため。	11%	6%
適当な技術者を保有していない。	16%	37%
必要な技術者を集めるには時間が足りないと判断した。	23%	16%
従前は公益法人が実施していた業務のマーケット環境の変化を見極めるための時間が必要であると判断した。	23%	44%
発注ロット(一業務当たりの規模)が大きすぎ、必要な人員体制を確保するのは困難と思った。	22%	21%
発注ロット(一業務当たりの規模)が小さすぎ、コストを抑える効率的な業務執行が困難と思った。	0%	1%
仮に受注できたとしても、次年度に受注できないリスクがあり、人材の計画的な育成・配置が困難。	32%	37%
業務説明書をもても業務内容や業務量がわかりにくく、判断ができなかった	15%	-
特定基準(評価項目や採点の具体的基準等)がわからず、受注見通しが立てづらかった	7%	-
参加しても受注の見込みがないと判断した	32%	39%
その他	21%	9%

(2) 応募要件

企業に求められる業務実績の要件が厳しかった	63%	-
管理技術者に求められる業務実績の要件が厳しかった	61%	-
管理技術者に求められる資格要件が厳しかった	27%	-
応募要件を満たすかどうかははっきりしなかった	13%	-
応募要件を満たさないだろうと判断した。	-	64%

## 説明書取得者・説明書未取得者共通のアンケート

### (7) 平成21年度以降の参加意欲

説明書を取得した者、しなかった者いずれも、発注者支援業務等の受注に関心があるとの回答が多かった。

問. 平成21年度の発注者支援業務等に参加表明する意思

アンケート対象者	回答	選択数	率
説明書を取得した者	関心は無い	9	12%
	関心がある	66	88%
説明書を取得しなかった者	関心は無い	14	16%
	関心がある	49	57%
	分からない	23	27%

### (8) 情報提供について

発注情報の提供内容や提供方法については、発注予定情報について36件、個別案件ごとの公示、業務の説明書について31件、その他13件の意見があった。

発注予定情報について

- ・今よりも早く公表して欲しい  
(人員配置計画を事前に行うためには6ヶ月前の情報提供が望ましい他)
- ・現在の四半期ごとより頻繁に更新して欲しい
- ・業務規模や応募要件の情報も公表して欲しい
- ・発注方式別でなく事務所別に公表して欲しい
- ・メールマガジン方式を導入して欲しい

個別案件ごとの公示、業務説明書について

- ・今よりも早く公示して欲しい
- ・公示文に具体的な応募要件を記載して欲しい
- ・業務説明書の内容(具体的な作業内容や数量等)を詳細化して欲しい
- ・発注機関ごとに様式が異なるため、様式を統一して欲しい
- ・PPIで全ての資料が入手できるようにして欲しい

その他

- ・総合評価落札方式において業務規模を提示して欲しい
- ・契約の相手方の決定から業務開始日まで十分な間隔を設けて欲しい(引越等の業務着手準備期間を確保して欲しい)
- ・受注者向け情報は、HPのもっと分かりやすい場所に表示して欲しい

### (9) 業界団体を通じた情報提供について

所属業界団体からの情報提供の有無について聞いたところ、情報提供があったとの回答が75%であった。

情報の提供の有無いずれも場合も、所属業界団体としては、(社)建設コンサルタンツ協会、(社)日本補償コンサルタント協会、(社)全国測量設

計業協会連合会が多くを占めていた。

回答	選択数	率
提供された場合は、その業界団体名	91	75%
提供されなかった場合は、その業界団体名	30	25%

(10) 発注者支援業務等の本省ポータルサイトについて  
<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shien/shiengyoumu.html>

本省ホームページに設置した発注者支援業務等の発注関連情報ポータルサイトの認知度は7割を超えており、閲覧したことがあるとの回答も多かった。本サイトに関する改善点としては以下のような意見があった。

- ・情報の掲載場所が分かりにくいのでリンクを分かりやすくして欲しい
- ・検索性を向上させて欲しい
- ・情報の更新が遅い、更新されていない
- ・応募要件など詳細な情報を掲載して欲しい
- ・役務についても建設コンサルタントと一緒にPPIに掲載して欲しい

問. このホームページをご存じでしたか。

回答	選択数	率
存在することは知っている。	134	74%
存在を知らなかった。	46	26%

問. このホームページを閲覧したことはありますか。

回答	選択数	率
閲覧したことがある。	121	85%
閲覧したことはない。	22	15%

(11) 競争性の向上に必要な見直し

「その他、どのような見直し等があれば、競争に参加したいと思いますか？」との問に対して、実績要件の緩和を求める回答が最も多かった。そのほかには、比較的規模の小さな民間企業が参加しやすくなるよう、発注ロットの縮小、共同企業体による業務参加を求める意見や、受注を逃した際のリスクを小さくしつつ技術者の計画的雇用を進めるために、契約の複数年度化を求める意見が多かった。

問.「その他、どのような見直し等があれば、競争に参加したいと思いますか？」  
 (複数者から同様の回答があったもの)

回答の分類	記入数
実績要件を緩和して欲しい	22
発注ロットを縮小して欲しい	7
単年度ではなく複数年度で契約して欲しい	6
共同企業体による業務参加を認めて欲しい	4
地元のコンサルタントのために、地域性を重視して欲しい	4
当該業務を受注した者は他の工事・業務を受注できないとする 中立性・公平性要件の緩和又は明確化	4
提出書類の簡略化	2
積算基準の見直し (対価を上げて欲しい)	2

(12) その他

その他自由に記載いただく欄については、実績要件の緩和、複数年契約の導入、入札契約手続の早期化、地域性の重視、より分かりやすい情報公開など、これまでいただいたご意見と同様の内容が多かった。

平成 20 年 11 月  
公正入札調査会議

## 平成 21 年度発注者支援業務等の契約方式等について

国土交通省では、発注者支援業務等（発注者支援業務、公物管理補助業務及び用地事務補助業務）について、民間企業の積極的な参加による競争性の向上を目的として、平成 19 年 12 月 26 日に「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」を公表し、参加者の有無を確認する公募手続を全廃して企画競争等より競争性の高い契約方式に移行すること、応募要件の設定に際し予め民間参加可能者数が原則 10 社以上あることを確認することなどの改善策をとりまとめたところである。

また、改善策の公表後には、改善策の業界団体への周知や発注関連情報のポータルサイトの設置など、積極的な情報提供に努めてきたところである。

一方で、12 月末の改善策の公表から平成 20 年度業務の入札手続の開始までの期間が 1～2 ヶ月程度であったことから、十分な準備期間を確保して欲しいとの意見もあったところである。また、アンケート結果によれば、民間事業者においても、未経験分野の不慣れによるリスク懸念やマーケット環境の見極め中など、現時点では慎重な姿勢を取っていると伺える面もみられた。

結果として、平成 20 年度業務においては、民間企業の参入が一定程度促進された一方、一者応募となった案件も多いという課題が残る状況となっている。

このため、平成 21 年度の発注者支援業務等における競争性の一層の向上を目的として、平成 20 年 6 月に実施した発注者支援業務等に関する民間事業者へのアンケート結果も踏まえつつ、契約方式、応募要件等について更なる改善策を講じることとする。

## 1. 応募要件の緩和

アンケートでは、実績要件、資格要件等の緩和を求める意見が多く見られた。

これらの意見を踏まえ、民間参加可能者数を大幅に拡大するため、技術等の評価を行う企画競争方式又は総合評価落札方式において、応募要件の更なる緩和を行う。

### (1) 企業及び管理技術者に求める実績要件

民間企業による新規参入を促進するため、企業及び管理技術者に求める実績要件の一段の緩和を行う。

特に企業に求める実績については、当該業務分野における経験を重視した技術力確保を目的とした同種・類似業務の実績要件から、必要最小限の技術力確保を目的とした実績要件へ変更することにより大幅な緩和を行う。

### (2) 管理技術者に求める資格要件

平成20年度業務より技術士などの一般的に認知されている資格で参加可能としており、基本的には同じ要件とするが、更なる緩和が可能な技術審査業務及び用地補償総合技術業務については、一段の緩和を行う。

### (3) 中立性要件

発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するための中立性要件について、当該要件に該当する者が必要最小限となるよう見直しを行う。

### (4) 管理技術者の直接雇用関係

平成20年度業務では、企業と管理技術者に参加表明書の提出時点で3ヶ月以上の直接雇用関係を求めていたが、契約の締結までに技術者を雇用して新規参入をすることも可能となるよう、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に緩和を行う。

## 2．契約条件の見直し

アンケートでは、多くの技術者を専属的に配置する業務の特性から、技術者を確保した上で競争の結果受注できなかった場合のリスクを懸念する意見が多く見られた。また、会社の規模に比して発注規模が大きいいため、発注ロットの細分化を求める意見も多く見られた。

これらの意見を踏まえ、契約条件に関して以下の改善策を講じる。

### (1) 発注ロットの縮小

業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、発注ロットの縮小を図ることとする。

### (2) その他の課題

アンケートで意見のあった、複数年度契約の導入及び共同企業体による業務参加については、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の導入可能性及び設計共同体制度の活用方策について、引き続き検討を行うものとする。

## 3．準備期間の確保

アンケートでは、業務着手に向けた準備期間の確保等のために早い段階で契約の相手方を特定して欲しいとの意見が多く見られた。

平成20年度は、年度当初を履行開始日とする業務において、前年度3月末に契約の相手方を特定していたが、これらの意見を踏まえ、技術者の配置や活動拠点の準備等の期間を確保するために、3月上旬に契約の相手方を特定できるよう入札契約手続の前倒しを行う。

## 4．情報提供の拡充

アンケートでは、発注の見通しの公表や手続開始の公示など、個別案件の発注関連情報について、より早い時期により詳細な情報の提供を求める意見が多く見られた。また、高速道路株式会社や都道府県政令市からの受注実績など、応募要件の緩和により既に認められている実績についての緩和を求める意見が比較的多く見られるなど、応募要

件等の詳細については、十分に伝わっていない面も見られた。

このため、3.の準備期間の確保に加え、情報提供の拡充のための措置を講じる。

#### (1) 民間事業者向け説明会の開催

契約方式や応募要件の見直し内容等の情報提供を行うため、各地方整備局において、入札公告等に先立ち民間事業者向けの説明会を開催する。

#### (2) 入札公告に掲載する情報の充実

インターネット等により簡易な方法で入手できる入札公告において、具体的な応募要件を記載するなどの情報の充実を図る。

#### (参考) 平成 21 年度当初を履行開始日とする業務における入札契約 手続スケジュールのイメージ

11 月下旬以降 発注の見通しの公表

12 月 各地方整備局で応募要件等に関する民間事業者向け説明会を開催

12 月下旬以降 入札公告又は手続開始の公示

3 月上旬以降 開札又は特定

4 月 1 日 履行開始

#### 5. 総合評価落札方式の試行の拡大

平成 19 年 12 月 26 日に公表した「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」において、発注者支援業務等について総合評価落札方式の試行を開始し、2～3年後の本格導入を目指すこととしている。

この方針に基づき、平成 20 年度においては約 100 件程度で総合評価落札方式を導入したところであるが、平成 21 年度においては、一般競争入札による総合評価落札方式の拡大を図ることとする。

## 公正入札調査会議開催要綱の一部改正について

## 1. 背景

平成19年11月2日、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において「随意契約の適正化の一層の推進について」が取りまとめられ、各府省は随意契約見直し計画の厳正な実施を徹底すること、監視体制の充実強化を図るため、すべての府省に入札・契約の監視を行う第三者機関を設置すること等とされている。

第三者機関による入札・契約の監視が厳正かつ効果的に行われるためには、第三者機関が審議結果に基づき行政機関の長等へ意見具申又は勧告を行うことができる旨を措置することが適当と考えられるところ、公正入札調査会議の開催要綱においては当該権能に係る明文の規定が設けられていない。

## 2. 措置概要

「公正入札調査会議開催要綱」(平成18年8月8日決定)を改正し、公正入札調査会議の権能として、意見具申及び勧告を付与することとする。(別添参照)

公正入札調査会議開催要綱

(平成18年8月8日決定、平成19年11月27日一部改正、平成20年11月 日一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 国土交通省が行う入札及び契約の適正を期し、並びに入札談合に対して的確な対応をするため、本省において公正入札調査会議(以下「会議」という。)を開催する。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 会議においては、次に掲げる事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 国土交通省が行う入札及び契約の適正化に関すること</li><li>二 国土交通本省が行う物品及び役務に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容(但し、官庁営繕部所掌の工事の設計、工事監理及び工事に関する調査並びに航空局所掌のものを除く。)</li><li>三 次に掲げる部局(次号において単に「部局」という。)所掌の工事(工事の設計及び工事監理並びに工事に関する調査を含む。次号において同じ。)に関する談合情報及び談合疑義事実(第4条第2項において「談合疑義事案」という。)</li><li>イ 官庁営繕部及び航空局</li><li>ロ 国土地理院</li><li>ハ 国土技術政策総合研究所</li><li>ニ 地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、運輸監理部及び地方航空局</li><li>ホ 気象庁(気象研究所、気象衛星センター、管区气象台及び沖縄气象台を含む。)及び海上保安庁(海上保安大学校、海上保安学校及び管区海上保安本部を含む。)</li><li>四 部局所掌の工事に関する入札結果に関する事後的・統計的分析の結果</li><li>五 その他審議を要すると認める事項</li></ul> <p>(構成員)</p> <p>第3条 会議の構成員は、別紙のとおりとする。</p> <p>(小グループ)</p> <p>第4条 会議に小グループを置く。</p> <p>2 小グループにおいては、談合疑義事案について助言し、及び随意契約の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 国土交通省が行う入札及び契約の適正を期し、並びに入札談合に対して的確な対応をするため、本省において公正入札調査会議(以下「会議」という。)を開催する。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 会議においては、次に掲げる事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 国土交通省が行う入札及び契約の適正化に関すること</li><li>二 国土交通本省が行う物品及び役務に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容(但し、官庁営繕部所掌の工事の設計、工事監理及び工事に関する調査並びに航空局所掌のものを除く。)</li><li>三 次に掲げる部局(次号において単に「部局」という。)所掌の工事(工事の設計及び工事監理並びに工事に関する調査を含む。次号において同じ。)に関する談合情報及び談合疑義事実(第4条第2項において「談合疑義事案」という。)</li><li>イ 官庁営繕部及び航空局</li><li>ロ 国土地理院</li><li>ハ 国土技術政策総合研究所</li><li>ニ 地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、運輸監理部及び地方航空局</li><li>ホ 気象庁(気象研究所、気象衛星センター、管区气象台及び沖縄气象台を含む。)及び海上保安庁(海上保安大学校、海上保安学校及び管区海上保安本部を含む。)</li><li>四 部局所掌の工事に関する入札結果に関する事後的・統計的分析の結果</li><li>五 その他審議を要すると認める事項</li></ul> <p>(構成員)</p> <p>第3条 会議の構成員は、別紙のとおりとする。</p> <p>(小グループ)</p> <p>第4条 会議に小グループを置く。</p> <p>2 小グループにおいては、談合疑義事案について助言し、及び随意契約の</p>

適正化について意見を述べる。

3 小グループの構成員は、別紙のとおりとする。

(開催時期等)

第5条 会議は、半年に1回程度開催する。

2 会議は、審議の結果、必要があると認めるときは、大臣官房長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

3 小グループにおける随意契約の適正化についての意見申述は、原則として3箇月に1回以上行うほか、必要に応じて随時行う。

4 小グループにおける談合疑義事案についての助言は、その都度行う。

5 会議及び小グループは、非公開とし、第1項の会議の議事概要、第2項の意見又は勧告の概要及び第3項の小グループにおける意見の概要は、これを公表する。

6 委員は、第2条各号に掲げる事項を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、大臣官房会計課及び地方課において処理する。この場合において、当該処理する事項が第2条第1号に関する技術的事項に係るものであるときは、大臣官房技術調査課の協力を得て処理するものとする。

適正化について意見を述べる。

3 小グループの構成員は、別紙のとおりとする。

(開催時期等)

第5条 会議は、半年に1回程度開催する。

2 小グループにおける随意契約の適正化についての意見申述は、原則として3箇月に1回以上行うほか、必要に応じて随時行う。

3 小グループにおける談合疑義事案についての助言は、その都度行う。

4 会議及び小グループは、非公開とし、第1項の会議の議事概要及び第2項の小グループにおける意見の概要は、これを公表する。

5 委員は、第2条各号に掲げる事項を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、大臣官房会計課及び地方課において処理する。この場合において、当該処理する事項が第2条第1号に関する技術的事項に係るものであるときは、大臣官房技術調査課の協力を得て処理するものとする。